

5 福 国 連 号 外
令和 5 年 7 月 28 日

各施術者 様

福島県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月より本会が新たに受託するはり、きゅう及び
あん摩マッサージ指圧療養費に係る業務について (通知)

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
現在、本会では福島県内の市町村、国保組合並びに福島県後期高齢者医療広域連合 (以下、「保険者」という) から、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る支給申請書の事務点検業務を受託しております。

この度、保険者の事務負担軽減に向けた支援を強化するため、令和 6 年 4 月より下記業務を新たに受託することになりましたので、お知らせいたします。

なお、詳細は決まり次第連絡しますので、御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

記

- 令和 6 年 4 月より本会が新たに受託する業務について
 - 受理等業務の実施
 - 令和 6 年 3 月施術分 (4 月請求分) より提出先が「福島県国民健康保険団体連合会」**になります。
 - 県外分の取り扱いは、これまで通りです。
 - 本会に「福島県国民健康保険等はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」を設置します。
- 本会の事業等は、ホームページ <https://www.fukushima-kokuho.jp> を御参照ください。

事務担当：福島県国民健康保険団体連合会 業務管理課 療養費係 〒960-8043 福島市中町 3-7 TEL 024-523-2705
--